

実は資産会社も社会保険加入従業員数が5人以上などの要件を満たせば納税猶予可能となります。規模のある持株会社や不動産賃貸で事務員・管理人等を直雇いすれば要件充足します。

このため過去にも、従業員8人で11億円、5人で6.8億円の納税猶予を適用した法人が会計検査院から報告され、問題視されていました。

しかし今回はむしろ、資産会社保護の改正となっているところから、政府がいかに事業承継を推進しようとしているかが読み取れます。

■教育資金贈与の受贈者所得は1千万円以下

父母・祖父母から子・孫へ教育資金一括贈与しても総額1,500万円まで贈与税非課税の特例。

①平成31年4月以後の贈与は受贈者前年所得1千万円以下に。結婚子育て贈与特例も同様です。

②受贈者23歳超は平成31年7月1日以後支出する教育訓練以外の習い事等支出は対象外に。

③贈与から3年以内で平成31年4月以後贈与者死亡時の未使用残額は、従来は贈与者の相続税非課税でしたが、受贈者が在学中又は23歳未満の場合を除いて、贈与者の相続税課税対象に。

④平成31年7月以後に受贈者が30歳過ぎても在学・教育訓練中は40歳まで教育費使用を延長。

■住宅取得資金贈与特例も消費税増税連動

平成28年改正により、10%契約なら平成32年3月まで一般住宅最大2,500万円、33年3月まで1,000万円、12月まで700万円の非課税です。

■受贈者基準は平成34年3月末以後18歳以上

平成30年6月13日民法改正に合わせて、平成34年1月1日以後は次の特例適用の対象者の年齢がその年20歳以上から18歳以上となります。

1. 相続時精算課税贈与特例の受贈者要件
2. 自社株納税猶予制度の受贈者要件
3. 個人事業者の事業用資産の贈与税納税猶予
4. 未成年者控除
5. 直系尊属からの軽減贈与税率の特例
6. おとなNISAの口座設定年齢
7. ジュニアNISAの最高年齢

Ⅲ 個人所得税制

■住宅ローン控除の消費税増税対応の特別控除

消費税10%への引き上げに対して駆け込み需要を押さえるために、平成32年末までに10%適用される住宅取得を次のようにします。

10年間の住宅ローン控除適用後3年間、①借入残高※×1%と、②住宅本体価額※×2%÷3のいずれか少ない額を所得税から控除。(※一般住宅4千万円、認定長期優良住宅等5千万円)

2%値上がり分の減税を保障する計算です。

■空き家譲渡特例は老人ホーム転居でもOKに

平成35年末までに相続・遺贈で受けた被相続人の自宅家屋や敷地の譲渡益3千万円までの非課税特例。従前は被相続人が老人ホームに入所後は自宅じゃない、として適用不可でした。

が、平成31年4月1日以降の譲渡から、①相続開始の直前までに介護認定を受けホームに入所しており、②被相続人が一定の使用をして、事業用や貸付用・他の者の居住用にしていなければ適用可能となります。

相続税の小規模宅地特例では、老人ホーム入所後相続でも自宅相続とする扱いがされていますので、同様の扱いが求められていました。一定の使用とは何か、法案を待ちましょう。

この空き家譲渡特例では、売主による耐震リフォーム工事や家屋取り壊しが義務とされていますが、買主施工でもよいようにとの国交省の改正要望は認められませんでした。

■NISA適用者は出国後も特例継続

100万円まで5年間の少額投資非課税制度の適用者が一時的に出国後も、事前継続届出書提出により帰国時まで継続適用可能となります。

■所有者不明土地の譲渡にも優遇税制

平成31年6月1日以後、収用や地域福利増進事業実施のための譲渡について収用特例や優良住宅地譲渡の軽減税率適用が可能となります。

Ⅳ 法人税制

■事業継続力強化設備投資促進税制創設

中小企業者の附属設備60万円以上、備品30万円以上、機械100万円以上の自家発電・排煙設備・止水板・防火シャッター防災減災設備について、計画認定を前提に、取得価額の20%特別償却を認めます。

■中小企業向け設備投資促進税制の継続

上記のほか、中小企業投資促進税制・経営強化税制・商業サービス業活性化税制は即時償却や特別償却を維持して平成33年3月末まで延長。新規備品や設備で30万円以上ならかなりの資産が対象です。購入前にチェックしましょう。

■株式交換後逆さ合併でも適格再編OKに

従来の支配関係継続要件等の緩和により、株式交換後の完全子法人を合併法人とする逆さ合併も適格交換と認めるようになります。

Ⅴ その他

現行の相続税の小規模宅地特例について、①事業継続要件が緩く直後譲渡が多い点、②事業用宅地を圧縮し非事業用債務を相殺する点、③事業承継者以外の税額も下がる点が問題とされ、今後の改正議論に向けられていきそうです。

◎ 民法相続法改正関連は、次号に！